

嘱託職員募集について

1. 採用予定人員 就労準備支援員 1名
2. 雇用期間 令和2年6月1日～令和3年3月31日まで
(業務等の必要に応じて雇用期間の更新を行い、5年以上継続雇用の場合、無期雇用への変更制度があります)
3. 仕事内容 就労準備支援センター運營業務
(就労準備支援プログラムの作成及び生活自立・社会自立・就労自立に関する支援等)
4. 勤務地 大阪狭山市就労準備支援センター
大阪狭山市狭山1丁目862番地の5 市役所南館内
5. 受験資格 次のいずれかの条件を有する人
①就労支援業務の経験のある者
②就労移行事業所での経験のある者
③国家資格キャリアコンサルタントもしくは産業カウンセラー資格のある者
※ただし、普通自動車運転免許(AT限定可)は必須
6. 勤務条件等
 - 給与 208,400円(月額)
このほか、通勤手当・時間外勤務手当をそれぞれの規則に応じて支給
 - 勤務時間・休日等 原則、午前9時から午後5時30分
土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み
※休日に勤務する場合は、振り替え
 - 社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険加入
 - その他 大阪狭山市社会福祉協議会嘱託職員就業規則によるものとする。
7. 試験方法 小論文・面接
※小論文については、
テーマ「大阪狭山市の好きなところは」について
(400字詰原稿用紙2枚以内)
 - ・小論文は、受験申込時に必要書類と併せて提出してください。
 - ・小論文は、市販の原稿用紙またはパソコンからフォーマットを使っていたいただいても結構です。(パソコン入力可)
8. 試験日及び場所
 - 日時 応募者と相談
 - 場所 大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉福祉センター(さつき荘)
大阪狭山市今熊1-85
9. 合否通知 試験実施後10日前後
(全受験者に対し、合否にかかわらず連絡します)
10. 採用 令和2年6月1日 嘱託採用(採用日については相談に応じます)
試用期間は、採用日より3ヶ月間
※採用後、試用期間中又は試用期間終了時に、不相当と思われる場合は採用を取消することがあります。
11. 受験手続
 - 受付期間 随時募集
 - 提出書類 (1)履歴書(写真貼付)
(2)職務経歴書
(3)小論文
(4)資格証のコピー
12. 申し込み・問い合わせ 大阪狭山市社会福祉協議会(担当:津田)
〒589-0021 大阪狭山市今熊1丁目85番地
TEL 072-367-1761